

株式等振替制度に係る手数料に関する規則等の一部改正について

2023年12月15日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

当社は、2024年1月から実施される新NISA等、政府主導による貯蓄から投資への積極的な移行を目的とする施策が推進されている昨今の環境等を踏まえ、株式等振替制度及び社債等振替制度に係る手数料に関する規則等の一部改正を行う。

2. 改正概要

(1) 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正

①口座管理手数料（口座残高比例部分）

ETF等（振替投資信託受益権及び振替受益権）について、500万口超の部分に適用する料率を現行の0.02円/口から0.01円/口に引き下げる。

			改正前	改正後
振替投資信託受益権	月平均口座残高について	500万口超の部分	0.02円	0.01円
振替受益権	1口につき月額			

②口座管理手数料（加入者口座数比例部分）

口座管理手数料（加入者口座数比例部分）の料率について、下表のとおり引き下げる。

		改正前	改正後
月平均加入者口座数について 1口座につき月額	10万口座以下の部分	4円	3.6円
	10万口座超100万口座以下の部分	3円	2.7円
	100万口座超500万口座以下の部分	2円	1.8円
	500万口座超の部分		0.9円

(2) 社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正

①投資信託受益権の新規記録手数料（総発行残高管理手数料）

投資信託受益権の新規記録手数料（総発行残高管理手数料）について、10億円以下の部分に適用する料率を現行の万分の0.19円から万分の0.17円に引下げる。

		改正前	改正後
銘柄ごとの月中平均総発行 残高について 1円につき（年換算）	(1)10億円以下の部分	万分の0.19円	万分の0.17円
	(2)10億円超50億円以下の部分	(1)の料率の80%	(1)の料率の80%
	(3)50億円超100億円以下の部分	(1)の料率の60%	(1)の料率の60%
	(4)100億円超500億円以下の部分	(1)の料率の40%	(1)の料率の40%

	(5)500 億円超 1000 億円以下の部分	(1)の料率の 20%	(1)の料率の 20%
	(6)1000 億円超 5000 億円以下の部分	(1)の料率の 10%	(1)の料率の 10%
	(7)5000 億円超 1 兆円以下の部分	(1)の料率の 5%	(1)の料率の 5%
	(8)1 兆円超の部分	(1)の料率の 2.5%	(1)の料率の 2.5%

## ②投資信託受益権の口座残高管理手数料

投資信託受益権の口座残高管理手数料について、500 億円以下の部分に適用する料率を現行の万分の 0.065 円から万分の 0.06 円に引き下げる。

		改正前	改正後
機構加入者ごとの月中平均 口座残高について 1 円につき（年換算）	(1)500 億円以下の部分	万分の 0.065 円	万分の 0.06 円
	(2)500 億円超 1000 億円以下の部分	(1)の料率の 80%	(1)の料率の 80%
	(3)1000 億円超 3000 億円以下の部分	(1)の料率の 60%	(1)の料率の 60%
	(4)3000 億円超 1 兆円以下の部分	(1)の料率の 40%	(1)の料率の 40%
	(5)1 兆円超 3 兆円以下の部分	(1)の料率の 20%	(1)の料率の 20%
	(6)3 兆円超 6 兆円以下の部分	(1)の料率の 10%	(1)の料率の 10%
	(7)6 兆円超 10 兆円以下の部分	(1)の料率の 5%	(1)の料率の 5%
	(8)10 兆円超の部分	(1)の料率の 2.5%	(1)の料率の 2.5%

## (3) 大幅な株式分割等が行われた銘柄に関する株式等振替制度に係る手数料に関する規則の特例の一部改正

振替株式に加え、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権についても当該特例の適用対象とする。

## 3. 施行日

2024年1月4日から施行する。ただし、2.(3)については、2023年7月11日以降の手数料の計算について適用する。

以 上